

第31回 湧水町農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和8年1月30日（金）午前9時～午前10時37分

2. 開催場所 いきいきセンターくりの郷 研修室1. 2

3. 出席委員 12名

会長 15番 重村 耕一郎

会長代理 1番 梶 重明

委員 2番 福島 昌信 9番 神掛 ちず子

10番 中尾 隆

5番 高橋 慶生 11番 竹ノ内 春則

6番 前田 格男 12番 興邊 雄次

13番 上水流 政俊

8番 萩原 とよ子 14番 山口 華

4. 欠席委員 4番 園山 秀国 7番 清水 隆一

5. 議事日程

(1) 開 会

(2) 議事日程について

(3) 議事録署名委員の指名について

(4) 会期の決定について

(5) 事務局報告

① 合意解約申出書 (20件)

② 農地法第3条の3第1項の規定による届出書 (6件)

③ 農地中間管理事業の耕作者変更について (2件)

(6) 付議事件及び順序について

日程第1 農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画の承認について (議案 1件)

日程第2 農地法第3条の規定による許可申請について (議案 11件)

日程第3 農業振興地域整備計画の一部変更（除外）
申し出の意見決定について (議案 1件)

日程第4 農地法第4条の規定による許可申請について (議案 1件)

日程第5 農地法第5条の規定による許可申請について (議案 3件)

日程第6 地域計画の変更に対する意見決定について (議案 1件)

(7) その他農政一般事項

(8) 閉 会

6. 農業委員会事務局職員

事務局 長

農地係長兼管理調整係長

主

査

事務補助員

議 長 それではただ今から、第31回湧水町農業委員会定例総会を開催します。本日の会議を開きます。

議 長 本日は、園山委員、清水委員が所要のため出席できない旨の申し出がありました。

議 長 日程にしたがい議事を進めます。議事日程につきましては、事前に配布したとおりです。

議 長 議事録署名委員を指名します。会議規則第23条第2項の規定により、本日の議事録署名委員は、14番山口委員と1番梶代理を指名します。

議 長 会期決定の件を議題とします。お諮りします。本総会の会期は、本日1日限りとしたします。ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

議 長 次に、事務局報告に移ります。まず、合意解約申出書が20件提出されています。事務局の説明を求めます。

事 務 局 1ページになります。①合意解約申出書20件です。番号1。貸人、始良市西餅田 ○○○○。借人、湧水町木場 ○○○○。土地の所在 木場字牧野○○ 地目は畑 面積は○○㎡ 外2筆 計3筆 合計面積○○㎡です。あっせん等の希望は無です。契約の期間は平成31年2月26日から令和11年3月31日。解約の理由、耕作者を変更するため。利用権の種類、使用貸借権。土地の引渡しの時期、令和7年12月11日。番号2。貸人、湧水町北方 ○○○○。借人、湧水町幸田 ○○○○。土地の所在 北方字宮下○○ 地目は畑 面積は○○㎡ 外3筆 計4筆 合計面積○○㎡です。あっせん等の希望は有です。契約の期間、令和5年1月24日から令和10年1月31日。解約の理由、規模縮小のため。利用権の種類、使用貸借権。土地の引渡しの時期、令和7年12月14日。番号3。貸人、湧水町稲葉崎 ○○○○。借人、湧水町恒次 ○○○○。土地の所在 稲葉崎字鬼辻○○ 地目は畑 面積は○○㎡ 外1筆 計2筆 合計面積○○㎡です。あっせん等の希望は無です。契約の期間、令和6年4月1日から令和11年3月31日。解約の理由、高齢により耕作困難なため。利用権の種類、賃借権。土地の引渡しの時期、令和7年12月31日。番号4。貸人、湧水町北方 ○○○○。借人、湧水町田尾原 ○○○○。土地の所在 北方字村前○○ 地目は田 面積は○○㎡ 外1筆 計2筆 合計面積○○㎡です。あっせん等の希望は無です。契約の期間、令和7年2月25日から令和17年2月28日。解約の理由、耕作者を変更するため。利用権の種類、賃借権。土地の引渡しの時期、令和7年12月23日。番号

5。貸人，兵庫県明石市 ○○○○。借人，鹿児島市 公益財団法人鹿児島県地域振興公社。土地の所在 鶴丸字古田○○ 地目は田 面積は○○㎡ 外4筆 計5筆 合計面積○○㎡です。あっせん等の希望は無です。契約の期間，令和5年12月31日から令和15年12月30日。解約の理由，土地を売買するため。利用権の種類，賃借権。土地の引渡しの時期，令和8年3月30日。番号6。貸人，湧水町田尾原 ○○○○。借人，鹿児島市 公益財団法人鹿児島県地域振興公社。土地の所在 田尾原字供養塚○○ 地目は畑 面積は○○㎡ 外2筆 計3筆 合計面積○○㎡です。あっせん等の希望は無です。契約の期間，令和4年12月1日から令和14年11月30日。解約の理由，規模縮小のため。利用権の種類，賃借権。土地の引渡しの時期，令和8年2月27日。番号7につきましても○○○ ○さんの規模縮小による解約となります。番号8。貸人，湧水町恒次 ○○○○。借人，鹿児島市 公益財団法人鹿児島県地域振興公社。土地の所在 恒次字橋ノ口○○ 地目は田 面積は○○㎡です。あっせん等の希望は無です。契約の期間，平成31年2月1日から令和11年1月31日。解約の理由，土地を売買するため。利用権の種類，賃借権。土地の引渡しの時期，令和8年2月27日。番号9。貸人，愛知県東海市 ○○○○。借人，湧水町木場 ○○○○。土地の所在 北方字原牟田○○ 地目は田 面積は○○㎡ 外1筆 計2筆 合計面積○○㎡です。あっせん等の希望は無です。契約の期間，令和5年4月1日から令和10年3月31日及び令和4年3月25日から令和9年3月31日。解約の理由，利用権設定内容変更（基盤法から中間管理機構へ変更）するため。利用権の種類，賃借権。土地の引渡しの時期，令和7年12月26日。番号10。貸人，熊本市東区 ○○○○。借人，伊佐市大口 ○○○○。土地の所在 鶴丸字古田○○ 地目は田 面積は○○㎡です。あっせん等の希望は無です。契約の期間，令和5年3月27日から令和10年3月31日。解約の理由，土地を売買するため。利用権の種類，賃借権。土地の引渡しの時期，令和7年12月26日。番号11。貸人，横浜市 ○○○○。借人，湧水町中津川 ○○○○。土地の所在 木場字外堀○○ 地目は畑 面積は○○㎡です。あっせん等の希望は無です。契約の期間，令和3年7月1日から令和8年6月30日。解約の理由，耕作者を変更するため。利用権の種類，賃借権。土地の引渡しの時期，令和8年1月5日。以下，次のページの番号12，番号13につきましても，○○○○ さんの，耕作者変更による解約となります。番号14。貸人，湧水町中津川 ○○○○。借人，湧水町中津川 ○○○○。土地の所在 中津川字田ノ神ノ下○○ 地目は田 面積は○○㎡ 外3筆 計4筆 合計面積○○㎡です。あっせん等の希望は

無です。契約の期間，令和5年3月27日から令和15年3月31日。解約の理由，土地の売買と賃借料を変更するため。利用権の種類，賃借権。土地の引渡しの時期，令和8年1月6日。番号15。貸人，湧水町中津川〇〇〇〇。借人，湧水町中津川 〇〇〇〇。土地の所在 鶴丸字鶴田〇〇 地目は畑 面積は〇〇㎡ 外14筆 計15筆 合計面積〇〇㎡です。あっせん等の希望は無です。契約の期間，平成22年8月1日から令和12年7月31日及び令和5年8月25日から令和15年12月31日。解約の理由，生前贈与のため。利用権の種類，使用貸借権。土地の引渡しの時期，令和8年1月6日。番号16。貸人，霧島市横川町 〇〇〇〇。借人，湧水町木場 〇〇〇〇。土地の所在 木場字木場原〇〇 地目は畑 面積は〇〇㎡です。あっせん等の希望は無です。契約の期間，令和7年1月28日から令和16年12月31日。解約の理由，耕作条件が悪いため。利用権の種類，賃借権。土地の引渡しの時期，令和8年1月6日。番号17。貸人，始良市加治木町 〇〇〇〇。借人，湧水町中津川 〇〇〇〇。土地の所在 中津川字扇割〇〇 地目は田 面積は〇〇㎡ 外1筆 計2筆 合計面積〇〇㎡です。あっせん等の希望は無です。契約の期間，令和5年1月1日から令和14年12月31日。解約の理由，耕作者を変更するため。利用権の種類，賃借権。土地の引渡しの時期，令和8年1月8日。以下，番号18と番号19につきましても，〇〇〇〇 さんによる耕作者変更となります。番号20。貸人，湧水町鶴丸 〇〇〇〇。借人，湧水町川西 〇〇〇〇。土地の所在 鶴丸字谷口〇〇 地目は田 面積は〇〇㎡です。あっせん等の希望は無です。契約の期間，令和3年2月25日から令和13年2月24日。解約の理由，土地を売買するため。利用権の種類，賃借権。土地の引渡しの時期，令和8年1月9日。以上です。

議 長 ただ今の事務局の説明に対し，ご質問ご意見等ございませんか。
 （なしの声）

議 長 ご質問ご意見等が無ければ，以上で合意解約申出書 を終わります。

議 長 次に，農地法第3条の3第1項の規定による届出書が6件提出されています。事務局の説明を求めます。

事 務 局 5ページです。農地法第3条の3第1項の規定による届出書が6件です。
番号1。権利取得者，湧水町恒次 〇〇〇〇。権利取得日，平成26年5月7日。取得事由，相続。権利の種類，所有権。土地の所在，恒次字坂下 〇〇 地目は田 面積は〇〇㎡ 外3筆 計4筆 合計面積〇〇㎡です。あっせん等の希望は無です。次に番号2。権利取得者，湧水町稲葉崎 〇〇〇〇。権利取得日，平成30年2月6日。取得事由，相続。権利の種類，

所有権。土地の所在，稲葉崎字池田迫〇〇 地目は田 面積は〇〇㎡ 外 9 筆 計 10 筆 合計面積〇〇㎡です。あっせん等の希望は無です。番号 3。権利取得者，鹿児島市桜ヶ丘 〇〇〇〇。権利取得日，令和 7 年 12 月 2 日。取得事由，相続。権利の種類，所有権。土地の所在，稲葉崎字大迫田〇〇 地目は田 面積は〇〇㎡ 外 2 筆 計 3 筆 合計面積〇〇㎡ です。あっせん等の希望は無です。番号 4。権利取得者，鹿児島市吉野町 〇〇〇〇。権利取得日，令和 7 年 11 月 27 日。取得事由，相続。権利の種類，所有権。土地の所在，川添字新村〇〇 地目は田 面積は〇〇㎡ です。あっせん等の希望は無です。番号 5。権利取得者，湧水町田尾原 〇 〇〇〇。権利取得日，令和 2 年 6 月 10 日。取得事由，相続。権利の種類，所有権。土地の所在，田尾原字供養塚〇〇 地目は畑 面積は〇〇㎡ 外 7 筆 計 8 筆 合計面積〇〇㎡です。あっせん等の希望は無です。番号 6。権利取得者，宮崎県宮崎市 〇〇〇〇。権利取得日，令和 7 年 12 月 12 日。取得事由，相続。権利の種類，所有権。土地の所在，稲葉崎字内迫〇 〇 地目は畑 面積は〇〇㎡です。あっせん等の希望は無です。以上です。

議 長 　　ただ今の事務局の説明に対し，ご質問ご意見等ございませんか。
（なしの声）

議 長 　　ご質問ご意見等が無ければ，以上で農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書を終わります。

議 長 　　次に，農地中間管理事業の耕作者変更について 事務局の説明を求めます。
事務局 　　それでは，資料の 6 ページです。農地中間管理事業の耕作者変更について。整理番号 1 号から整理番号 2 号です。合計だけ申し上げます。使用貸借の田が 601 ㎡，賃貸借の畑が 31,366 ㎡，合計で 31,967 ㎡です。詳細につきましては，6 ページ，7 ページに記載してありますのでご確認ください。以上です。

議 長 　　只今の事務局の説明に対し，ご質問ご意見等ございませんか。
（なしの声）

議 長 　　ご質問ご意見等が無ければ，以上で農地中間管理事業の耕作者変更についてを終わります。

議 長 　　以上で，事務局報告を終わります。

議 長 　　次に付議事件及び順序について に移ります。日程第 1 議案第 398 号 農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画の承認について を議題とします。利用権設定の審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局 　　8 ページです。日程第 1 議案第 398 号。農地中間管理事業による農用地

利用集積等促進計画の承認について。(1) 利用権設定。整理番号1号から30号です。下の地区別集計表をご覧くださいと思います。左側の利用権設定の部分です。合計だけ申し上げます。田が41,168㎡, 畑が18,662㎡, 計59,830㎡です。次に9ページをご覧ください。総括表です。こちらでも合計だけ申し上げます。賃貸借分の田が36,434㎡, 畑が15,777㎡です。次に使用貸借分の田が4,734㎡, 畑が2,885㎡です。計で田が41,168㎡, 畑が18,662㎡, 合計59,830㎡です。詳細は10ページから17ページに記載してありますので、ご確認ください。以上です。

議長 それでは順を追って審査します。まず、整理番号1号を審査します。整理番号1号については、農業委員会等に関する法律第31条 議事参与の制限に、〇〇番〇〇委員が抵触しますので、退席を求めるため 暫時休憩します。

(〇〇委員退席)

議長 休憩を閉じ会議を開きます。整理番号1号について、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議長 ご質問ご意見等がなければ、整理番号1号については、承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。整理番号1号については、承認することに決定しました。

議長 〇〇委員の出席を求めるため暫時休憩します。

(〇〇委員着席)

議長 休憩を閉じ会議を開きます。

議長 次に、整理番号2号を審査します。整理番号2号についても、農業委員会等に関する法律第31条 議事参与の制限に、〇〇番〇〇委員が抵触しますので、退席を求めるため 暫時休憩します。

(〇〇委員退席)

議長 休憩を閉じ会議を開きます。整理番号2号について、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議長 ご質問ご意見等がなければ、整理番号2号については、承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。整理番号 2 号については、承認することに決定しました。

議 長 ○○委員の出席を求めるため暫時休憩します。
(○○委員着席)

議 長 休憩を閉じ会議を開きます。

議 長 次に、整理番号 3 号から整理番号 30 号を審査します。整理番号 3 号から整理番号 30 号までの事務局の説明に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等がなければ、整理番号 3 号から整理番号 30 号については、承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。整理番号 3 号から整理番号 30 号については、承認することに決定しました。

議 長 以上で、農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画の承認について を終わります。

議 長 日程第 2 農地法第 3 条の規定による許可申請について を議題とします。議案第 399 号から議案第 409 号までの 11 議案を一括上程します。事務局の説明を求めます。

事 務 局 18 ページです。日程第 2 農地法第 3 条の規定による許可申請について。議案第 399 号。権利，所有権移転。土地の所在，中津川字田ノ神ノ下○○ 地目は田 農振内 面積は○○㎡です。渡人，湧水町中津川 ○○○○。受人，湧水町中津川 ○○○○。受人の経営面積は○○㎡です。労力総数 2。申請事由は規模拡大。売買価格は 10 アール当たり○○万円です。次に議案第 400 号。権利，所有権移転。土地の所在，鶴丸字鶴田○○ 地目は畑 農振外 面積は○○㎡ 外 14 筆 計 15 筆 合計面積は○○㎡です。渡人，湧水町中津川 ○○○○。受人，湧水町中津川 ○○○○。申請事由は受贈。親子間での生前贈与です。次に議案第 401 号。権利，所有権移転。土地の所在，鶴丸字古田○○ 地目は田 農振内 面積は○○㎡です。渡人，熊本県熊本市 ○○○○。受人，湧水町川添 ○○○○。受人の経営面積は○○㎡です。労力総数 1。申請事由は規模拡大。売買価格は○○万円です。次に議案第 402 号。権利，所有権移転。土地の所在，般若寺字論水流○○ 地目は田 農振内 面積は○○㎡ 外 1 筆 計 2 筆

合計面積は〇〇㎡です。渡人，湧水町般若寺 〇〇〇〇。受人，湧水町川西 〇〇〇〇。受人の経営面積は〇〇㎡です。労力総数 2。申請事由は規模拡大。売買価格は〇〇万円です。次に議案第 403 号。権利，所有権移転。土地の所在，般若寺字論水流〇〇 地目は畑 農振内 面積は〇〇㎡です。渡人，湧水町鶴丸 〇〇〇〇。受人，湧水町川西 〇〇〇〇。申請事由は規模拡大。売買価格は〇〇万円です。次に議案第 404 号。権利，所有権移転。土地の所在，鶴丸字谷口〇〇 地目は田 農振内 面積は〇〇㎡です。渡人 湧水町鶴丸 〇〇〇〇。受人，湧水町川西 〇〇〇〇。申請事由は規模拡大。売買価格は〇〇万円です。次に議案第 405 号。権利，所有権移転。土地の所在，川西字松山〇〇 地目は畑 農振外 面積は〇〇㎡です。渡人，鹿児島市鴨池新町 〇〇〇〇。受人，愛知県岡崎市 〇〇〇〇。労力総数 1。空き家・空き地バンク制度に付随する農地の贈与です。次に議案第 406 号。権利，所有権移転。土地の所在，木場字下佐牟田〇〇 地目は畑 農振内 面積は〇〇㎡です。渡人，湧水町木場 〇〇〇〇。受人，湧水町木場 〇〇〇〇。受人の経営面積は〇〇㎡です。労力総数 3。申請事由は農地の合理化。贈与です。次に議案第 407 号。権利，所有権移転。土地の所在，恒次字蛭牟田〇〇 地目は田 農振内 面積は〇〇㎡です。渡人，湧水町恒次 〇〇〇〇。受人，湧水町幸田 〇〇〇〇。受人の経営面積は〇〇㎡です。労力総数 1。申請事由は受贈。贈与です。次に議案第 408 号。権利，所有権移転。土地の所在，恒次字蛭牟田〇〇 地目は田 農振内 面積は〇〇㎡です。渡人，湧水町幸田 〇〇〇〇。受人，湧水町幸田 〇〇〇〇。申請事由は受贈。親子間の贈与です。次に議案第 409 号。権利，所有権移転。土地の所在，米永字大道迫〇〇 地目は畑 農振内 面積は〇〇㎡です。渡人，湧水町米永 〇〇〇〇。受人，湧水町木場 〇〇〇〇。受人の経営面積は〇〇㎡です。労力総数 2。申請事由は規模拡大。売買価格は〇〇万円です。以上です。

議	長	農地法第 3 条の許可区分は，湧水町農業委員会です。
議	長	順を追って審議します。はじめに，議案第 399 号から議案第 400 号を審議します。議案第 399 号から議案第 400 号については，農業委員会等に関する法律第 31 条議事参与の制限に，〇〇番〇〇委員が抵触しますので，退席を求めるため 暫時休憩します。 (〇〇委員退席)

議	長	休憩を閉じ会議を開きます。
議	長	順を追って審議します。
議	長	それでは，議案第 399 号について審議します。議案第 399 号については，

現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

10 番 10 番中尾が報告します。農地法第 3 条に係る議案第 399 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 1 ページから 3 ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は田です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議 長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 399 号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 399 号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。

議 長 次に、議案第 400 号を審議します。議案第 400 号につきましても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

10 番 10 番中尾が報告します。農地法第 3 条に係る議案第 400 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 1 ページ、4 ページから 13 ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は田及び畑です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項につきまして、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議 長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 400 号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 400 号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。

議 長 ○○委員の出席を求めるため暫時休憩します。
(○○委員着席)

議 長 休憩を閉じ会議を開きます。

議 長 次に、議案第 401 号を審議します。議案第 401 号につきましても、現地調

査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

1 1 番 1 1 番竹ノ内が報告します。農地法第 3 条に係る議案第 401 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 1 ページ、1 4 ページから 1 5 ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は田です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議 長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 401 号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 401 号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。

議 長 次に、議案第 402 号を審議します。議案第 402 号につきましても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

1 1 番 1 1 番竹ノ内が報告します。農地法第 3 条に係る議案第 402 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 1 ページ、1 6 ページから 1 7 ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は畑です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議 長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 402 号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 402 号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。

議 長 次に、議案第 403 号を審議します。議案第 403 号につきましても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

1 1 番 1 1 番竹ノ内が報告します。農地法第 3 条に係る議案第 403 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書

と議案参考資料の 1 ページ, 1 8 ページから 1 9 ページをご参照ください。
調査事項の中で, 現況地目は畑です。地域との調和要件は, すべて整っており特に問題はありません。指導事項につきましては, 特にありませんでした。調査意見は, 許可相当と見ました。以上報告します。

議 長 ただ今の調査委員の報告に対し, ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ, 議案第 403 号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 403 号につきましては, 許可相当と認め許可することに決定しました。

議 長 次に, 議案第 404 号を審議します。議案第 404 号につきましても, 現地調査が行われていますので, 調査委員の報告をお願いします。

1 1 番 1 1 番竹ノ内が報告します。農地法第 3 条に係る議案第 404 号の現地調査の報告をいたします。調査日時, 調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地, 申請者及び場所等については, 議案書と議案参考資料の 1 ページ, 2 0 ページから 2 1 ページをご参照ください。調査事項の中で, 現況地目は田です。地域との調和要件は, すべて整っており特に問題はありません。指導事項については, 特にありませんでした。調査意見は, 許可相当と見ました。以上報告します。

議 長 ただ今の調査委員の報告に対し, ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ, 議案第 404 号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 404 号につきましては, 許可相当と認め許可することに決定しました。

議 長 次に, 議案第 405 号を審議します。議案第 405 号につきましても, 現地調査が行われていますので, 調査委員の報告をお願いします。

1 0 番 1 0 番中尾が報告します。農地法第 3 条に係る議案第 405 号の現地調査の報告をいたします。調査日時, 調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地, 申請者及び場所等については, 議案書と議案参考資料の 1 ページ, 2 2 ページから 2 3 ページをご参照ください。調査事項の中で, 現況地目は畑です。地域との調和要件は, すべて整っており特に問題はありません。指導事項については, 特にありませんでした。調査意見は, 許可相当と見ました。以上報告します。

議 長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

1 番 1 番柗です。これは4月に転入手続き予定ということで、空き家・空き地バンク登録物件とのことですが、空き家か空き地はどこになりますか。

事務局 隣にある〇〇さんのところが空き家バンクとして登録されています。

議 長 他に、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 405 号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 405 号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。

議 長 次に、議案第 406 号を審議します。議案第 406 号につきましても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

8 番 8 番萩原が報告します。農地法第 3 条に係る議案第 406 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 24 ページから 26 ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は畑です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議 長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 406 号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 406 号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。

議 長 次に、議案第 407 号を審議します。議案第 407 号につきましても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

5 番 5 番高橋が報告します。農地法第 3 条に係る議案第 407 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 24 ページ、27 ページから 28 ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は田です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

- 議 長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)
- 議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 407 号は調査委員の報告は許可相当という
ことです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。議案第 407 号につきましては、許可相当と認め許可
することに決定しました。
- 議 長 次に、議案第 408 号を審議します。議案第 408 号につきましても、現地調
査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。
- 5 番 5 番高橋が報告します。農地法第 3 条に係る議案第 408 号の現地調査の報
告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一
覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議
案参考資料の 24 ページ、29 ページから 30 ページをご参照ください。
調査事項の中で、現況地目は田です。地域との調和要件は、すべて整って
おり特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。
調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。
- 議 長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)
- 議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 408 号は調査委員の報告は許可相当とい
うことです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。議案第 408 号につきましては、許可相当と認め許可
することに決定しました。
- 議 長 次に、議案第 409 号を審議します。議案第 409 号につきましても、現地調
査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。
- 8 番 8 番萩原が報告します。農地法第 3 条に係る議案第 409 号の現地調査の報
告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一
覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議
案参考資料の 24 ページ、31 ページから 32 ページをご参照ください。
調査事項の中で、現況地目は畑です。地域との調和要件は、すべて整って
おり特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。
調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。
- 議 長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)
- 議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 409 号は調査委員の報告は許可相当とい
うことです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 409 号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。

議 長 以上で、農地法第 3 条の規定による許可申請について を終わります。

議 長 次に、日程第 3 農業振興地域整備計画の一部変更 除外 申し出の意見決定についてを議題とします。町長から意見を求められています。議案第 410 号を上程します。事務局の説明を求めます。

事 務 局 22 ページです。日程第 4 農業振興地域整備計画の一部変更 除外 申し出の意見決定について。議案第 410 号。願出人は湧水町木場 ○○○○。土地の所在、木場字留ヶ原○○ 地目は畑 面積は○○㎡ 外 5 筆 計 6 筆 合計面積○○㎡です。目的は山林への転用です。申請理由は周囲を山に囲まれており、鳥獣被害も多く生産性も低いため、申請地に植林を行い活用したいとのことで除外申請があったものです。以上です。

議 長 それでは、議案第 410 号を審議します。議案第 410 号につきましては、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

8 番 8 番萩原が報告します。農業振興地域整備計画の一部変更 除外 に係る議案第 410 号の現地調査の報告をいたします。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 33 ページから 38 ページをご参照ください。申し出の内容は、山林への転用による農用地区域からの除外申し出です。調査は、農振法に基づき、除外に係る 6 要件を満たしていることを確認しました。周囲の状況は、北は畑、東は山林、南は山林、西は山林です。一般基準の他法令関係については、該当ありません。また、周囲の農地等への支障の有無については、特にありません。調査意見は、農振法の 6 要件及び農地転用に関する許可基準を満たしているため、農業振興地域整備計画の一部変更、農用地からの除外はやむを得ないと思われます。以上報告します。

議 長 ただ今の説明・報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 410 号は調査委員の報告は農業振興地域整備計画の一部変更 除外、やむを得ないということです。農業振興地域整備計画の一部変更 除外、やむを得ないと認め、町長に回答することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 410 号につきましては、農業振興地域整備計画の一部変更 除外、やむを得ないと認め、町長に回答することに決定し

ました。

議 長 以上で、農業振興地域整備計画の一部変更 除外 申し出の意見決定についてを終わります。

議 長 次に、日程第4 農地法第4条の規定による許可申請について を議題とします。議案第411号を上程します。事務局の説明を求めます。

事 務 局 23ページです。日程第4 農地法第4条の規定による許可申請について。議案第411号。土地の所在、木場字留ヶ原〇〇。地目は畑、農振内で面積は〇〇㎡ 外5筆 計6筆 合計面積〇〇㎡です。農地区分は除外後第2種で、5筆は地域計画内、1筆は地域計画外となります。申請人、湧水町木場 〇〇〇〇。形態・用途は山林への転用。施設面積は、杉1,500本の植林です。申請事由は、周囲を山に囲まれており、鳥獣被害も多く生産性も低いため、申請地に植林を行い活用するためです。添付資料は、位置図、住宅地図、配置図、被害防除計画書及び誓約書がありました。以上です。

議 長 農地法第4条の許可区分は、湧水町農業委員会です。

議 長 議案第411号を審議します。議案第411号につきましては、先ほどの農振除外において現地調査報告が行われていますので、今回は、事務局より報告いたします。

事 務 局 それでは、事務局より報告します。農地法第4条に係る議案第411号の現地調査の報告をいたします。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の39ページから42ページをご参照ください。周囲の状況は、北は畑、東は山林、南は山林、西は山林です。一般基準の他法令関係については、該当ありません。周囲の農地等への支障の有無については、特にありません。添付書類は、位置図、住宅地図、配置図、被害防除計画書及び誓約書等がありました。転用許可に関しての調査意見は、農地転用に関する許可基準に照らし、「資力及び信用」、「転用の確実性」、「計画面積の妥当性」、また、転用したことによって生じる付近農地への支障等は、特に問題はないので転用適当と見ました。以上報告します。

議 長 ただ今の調査員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第411号は、調査委員の報告は許可相当ということです。ただし、面積が3,000㎡を超えることから、県農業会議定例常設審議委員会の諮問を経て、また、農用地区域内農地及び地域計画内の農地であるため一時保留とし、農振除外及び地域計画除外決定後にその許可を会長に一任することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 411 号につきましては保留とし、県農業会議定例常設審議委員会の諮問を経て、農振除外及び地域計画除外決定後にその許可を会長に一任することに決定しました。

議 長 以上で、農地法第 4 条の規定による許可申請について を終わります。

議 長 次に、日程第 5 農地法第 5 条の規定による許可申請について を議題とします。議案第 412 号から議案第 414 号までの 3 議案を一括上程します。事務局の説明を求めます。

事 務 局 24 ページです。日程第 5 農地法第 5 条の規定による許可申請について。議案第 412 号。権利、所有権移転。土地の所在、米永字宮ノ脇〇〇 地目は田 農振外 面積は〇〇㎡です。農地区分は 2 種で地域計画内になります。渡人、湧水町米永 〇〇〇〇。受人、湧水町米永 〇〇〇〇。形態は所有権移転で、用途施設は農業用施設です。施設面積は、農機具倉庫〇〇㎡の設置です。申請事由は、現在、農業用機械の倉庫が無く、申請地に建築したいため。添付書類、売買価格等は備考欄をご確認ください。次に、議案第 413 号。権利、所有権移転。土地の所在、木場字池ノ上〇〇 地目は畑 農振外 面積は〇〇㎡です。農地区分は 2 種で地域計画内になります。渡人、湧水町米永 〇〇〇〇。受人、湧水町木場 〇〇〇〇。形態は所有権移転借で、用途施設は一般住宅です。施設面積は住宅が〇〇㎡となります。申請事由は、現在借家のため、今回申請地に自己の住宅を建設したいとのことです。添付書類、売買価格等は備考欄をご確認ください。次に、議案第 414 号。権利、地上権設定。土地の所在、田尾原字下原〇〇 地目は畑 農振外 面積は〇〇㎡ 外 2 筆 計 3 筆 合計面積は〇〇㎡です。農地区分は 2 種で地域計画外になります。貸人、湧水町田尾原 〇〇〇〇。借人、京都市伏見区 〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇。形態は 30 年間の賃借で、用途施設は太陽光発電施設です。設置面積は〇〇㎡に太陽光パネルを〇〇枚設置するものです。申請事由は、自社の工場で使用するエネルギーを自己所有の太陽光発電施設において発電することにおいて、脱炭素・地球温暖化防止対策・SDGs の一環として事業を発展させるためです。添付書類として位置図・住宅地図・配置図・被害防除計画書及び誓約書、ガイドラインがありました。賃借料は、年間〇〇万円です。以上です。

議 長 農地法第 5 条の許可区分は、湧水町農業委員会です。

議 長 順を追って審議します。はじめに、議案第 412 号を審議します。議案第 412 号につきましては、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

- 5 番 5 番高橋が報告します。農地法第 5 条に係る議案第 412 号の現地調査の報告をいたします。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 4 3 ページから 4 6 ページをご参照ください。周囲の状況は、北は道路、東は畑、南は線路、西は道路です。一般基準の他法令関係については、該当ありません。周囲の農地等への支障の有無については、特にありません。添付書類は、位置図、配置図、被害防除計画書及び誓約書等がありました。転用許可に関しての調査意見は、農地転用に関する許可基準に照らし、「資力及び信用」、「転用の確実性」、「計画面積の妥当性」、また、転用することによって生じる付近農地への支障等は、特に問題はないので転用適当と見ました。以上報告します。
- 議 長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)
- 議 長 ご質問ご意見がなければ、議案第 412 号は、調査委員の報告は許可相当ということです。ただし、地域計画内の農地のため保留とし、地域計画除外決定後に、その許可を会長に一任することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。議案第 412 号につきましては保留とし、地域計画除外決定後に、その許可を会長に一任することに決定しました。
- 議 長 次に、議案第 413 号を審議します。議案第 413 号につきましても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。
- 5 番 5 番高橋が報告します。農地法第 5 条に係る議案第 413 号の現地調査の報告をいたします。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 4 3 ページ、4 7 ページから 4 9 ページをご参照ください。周囲の状況は、北は道路、東は宅地、南は畑、西は宅地です。一般基準の他法令関係については、該当ありません。周囲の農地等への支障の有無については、特にありません。添付書類は、位置図、配置図、被害防除計画書及び誓約書等がありました。転用許可に関しての調査意見は、農地転用に関する許可基準に照らし、「資力及び信用」、「転用の確実性」、「計画面積の妥当性」、また、転用することによって生じる付近農地への支障等は、特に問題はないので転用適当と見ました。以上報告します。
- 議 長 ただ今の調査員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)
- 議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 413 号は、調査委員の報告は許可相当ということです。ただし、地域計画内の農地のため保留とし、地域計画除外決定後に、その許可を会長に一任することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 413 号につきましては保留とし、地域計画除外決定後に、その許可を会長に一任することに決定しました。

議 長 次に、議案第 414 号を審議します。議案第 414 号につきましても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

8 番 8 番萩原が報告します。農地法第 5 条に係る議案第 414 号の現地調査の報告をいたします。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 50 ページから 55 ページをご参照ください。周囲の状況は、北は山林、東は宅地、南は宅地、西は畑です。一般基準の他法令関係については、該当ありません。周囲の農地等への支障の有無については、特にありません。添付書類は、位置図、配置図、被害防除計画書及び誓約書、ガイドライン等がありました。転用許可に関しての調査意見は、農地転用に関する許可基準に照らし、「資力及び信用」、「転用の確実性」、「計画面積の妥当性」、また、転用することによって生じる付近農地への支障等は、特に問題はないので転用適当と見ました。以上報告します。

議 長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見がなければ、議案第 414 号は、調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め、許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 414 号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。

議 長 以上で、農地法第 5 条の規定による許可申請について を終わります。

議 長 次に、日程第 6 地域計画の変更に対する意見決定についてを議題とします。町長から意見を求められています。議案第 415 号を上程します。事務局の説明を求めます。

事 務 局 25 ページです。日程第 6 地域計画の変更に対する意見決定について。議案第 415 号です。今回の地域計画の変更は、上場地区並びに下場地区です。上場地区については、山林への転用を目的とするものが 1 件で 4 筆あり、合計面積は〇〇㎡です。下場地区については、一般住宅及び農機具倉庫への転用を目的とするものが 2 件で 2 筆あり、合計面積は〇〇㎡です。次に議案参考資料の 57 ページをご覧くださいと思います。湧水町の地域計画は、区域内の農用地等の面積設定の最小単位が 1 ヘクタールで設定されております。表の中で、番号 8 の下場地区については、計画の変更はあったものの、地域計画における面積の変更はありませんでした。番号 5 の上場地区については、区域内の農用地等の面積が端数整理の関係から

変更となり、全体面積が１００ヘクタールから９９ヘクタールへ変更となります。町全体では、端数処理の関係上、全体で１ヘクタールの減少となっております。また、現地調査につきましては、農地転用申請と同時に確認済みです。以上です。

議 長 それでは、議案第４１５号を審議します。ただいまの事務局の説明に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

議 長 ただ今の説明・報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第４１５号は事務局の報告は、地域計画の変更について 変更 やむを得ないということです。地域計画の変更について 変更 やむを得ないと認め、町長に回答することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第４１５号につきましては、地域計画の変更について 変更 やむを得ないと認め、町長に回答することに決定しました。

議 長 以上で、地域計画の変更に対する意見決定について を終わります。

議 長 次に、その他農政一般事項についてですが、皆様方から何かございませんか。

(なしの声あり)

議 長 なければ、その他農政一般事項について を終わります。

議 長 以上で、本日付議されました議案は、全部終了いたしました。これで、第３１回湧水町農業委員会定例総会を閉会します。

(閉会) 午前１０時３７分

議 長

１４番

１ 番
